

三浦市市民交流拠点整備事業

事業者再公募における諸条件の見直しについて（概要版）

● 前回公募からの主な見直し箇所は次のとおりです。

1. 民間施設の整備運営について提案時の条件を緩やかにしました。

民間施設用地の提案パターン

提案パターン	民間施設用地	提案における3つの要素 (コンセプト、内容、取組み)	優先提案権	提案における手続きと評価の考え方
1	活用する	3つの要素を含め具体的な計画の提案がある	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案において民間施設の整備運営計画を提案する。 ・ 提案審査で評価の対象となる。
2	将来的に活用する	3つの要素が揃っている	基本契約締結時から5年を上限として付与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的に民間施設を整備運営することを前提として民間施設の整備運営に係るコンセプト、想定する民間施設の内容（導入する機能の例示、想定する民間施設整備運営事業の開始時期と定期借地権設定契約の期間等を含む）及び将来的な民間施設の整備運営に向けた取組み等を提案する。 ・ 提案審査で評価の対象となる。
3	活用意欲はある	3つの要素が揃っていない	市が認めた場合に基本契約締結時から5年を上限として付与（基本契約締結以降に優先提案権を付与する場合には基本契約締結時に遡及）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来、民間施設整備運営事業を行う意欲はあるが、事業提案の段階で民間施設の整備運営に関するコンセプトや内容、取組み等を提案することが難しい場合には、民間施設整備運営事業を行う意欲がある旨を事業提案書において記載する。事業者選定後、市と協議の上、市が認めた場合には当該民間事業者に優先提案権を付与することがある。 ・ 提案審査で評価の対象とはならない。
4	活用意欲なし	民間施設の提案がない	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間施設を整備運営することを提案しない。 ・ 提案審査で評価の対象とはならない。

提案パターンの組合せ

□ 公共施設 ■ 民間施設 □ 将来活用用地 ■ 活用しない土地

民間施設用地の提案パターン	提案パターンのイメージ	民間施設用地の提案パターン	提案パターンのイメージ
提案パターン 1	<p>締結予定の契約等 ア(基本協定書・基本契約書) イ(工事請負契約(設計・施工一括)) ウ(定期借地権設定契約)</p>	提案パターン 2 + 3	<p>※ □ と □ が逆になる場合の提案も可能</p> <p>締結予定の契約等 ア(基本協定書・基本契約書) イ(工事請負契約(設計・施工一括)) エ(新たな契約等)</p>

民間施設用地の 提案パターン	提案パターンのイメージ	民間施設用地の 提案パターン	提案パターンのイメージ
提案パターン 1 + 2	<p>公共施設を整備する 土地以外の一部に対して 将来的に民間施設を整備運営する</p> <p>南敷地</p> <p>※ [Hatched]と[Dotted]が 逆になる場合の 提案も可能</p> <p>北敷地</p> <p>締結予定の契約等 ア(基本協定書・基本契約書) イ(工事請負契約(設計・施工一括)) ウ(定期借地権設定契約) エ(新たな契約等)</p>	提案パターン 2 + 4	<p>公共施設を整備する土地以外の 一部に対して、民間施設を整備運営しない</p> <p>公共施設を整備する土地以外の 一部に対して、将来的に民間施設を整備運営する</p> <p>南敷地</p> <p>※ [Dotted]と[Hatched]が 逆になる場合の 提案も可能</p> <p>北敷地</p> <p>締結予定の契約等 ア(基本協定書・基本契約書) イ(工事請負契約(設計・施工一括)) エ(新たな契約等)</p>
提案パターン 1 + 3	<p>提案において活用意欲を示し 市が認めた場合には 将来活用用地となる</p> <p>南敷地</p> <p>※ [Hatched]と[Dotted]が 逆になる場合の 提案も可能</p> <p>北敷地</p> <p>締結予定の契約等 ア(基本協定書・基本契約書) イ(工事請負契約(設計・施工一括)) ウ(定期借地権設定契約) エ(新たな契約等)</p>	提案パターン 3	<p>提案において活用意欲を示し 市が認めた場合には 将来活用用地となる</p> <p>南敷地</p> <p>北敷地</p> <p>締結予定の契約等 ア(基本協定書・基本契約書) イ(工事請負契約(設計・施工一括)) エ(新たな契約等)</p>
提案パターン 1 + 4	<p>公共施設を整備する 土地以外の一部に対して 民間施設を整備運営しない</p> <p>南敷地</p> <p>※ [Hatched]と[Dotted]が 逆になる場合の 提案も可能</p> <p>北敷地</p> <p>締結予定の契約等 ア(基本協定書・基本契約書) イ(工事請負契約(設計・施工一括)) ウ(定期借地権設定契約)</p>	提案パターン 3 + 4	<p>公共施設を整備する土地以外の 一部に対して、民間施設を整備運営しない</p> <p>提案において活用意欲を示し 市が認めた場合には将来活用用地となる</p> <p>南敷地</p> <p>※ [Dotted]と[Hatched]が 逆になる場合の 提案も可能</p> <p>北敷地</p> <p>締結予定の契約等 ア(基本協定書・基本契約書) イ(工事請負契約(設計・施工一括)) エ(新たな契約等)</p>
提案パターン 2	<p>公共施設を整備する 土地以外の全部に対して 将来的に民間施設を整備運営する</p> <p>南敷地</p> <p>北敷地</p> <p>締結予定の契約等 ア(基本協定書・基本契約書) イ(工事請負契約(設計・施工一括)) エ(新たな契約等)</p>	提案パターン 4	<p>公共施設を整備する 土地以外の全部に対して 民間施設を整備運営しない</p> <p>南敷地</p> <p>北敷地</p> <p>締結予定の契約等 ア(基本協定書) イ(工事請負契約(設計・施工一括))</p>

※表内の「締結予定の契約等」に示した表記について、アは事業全体に関する基本協定書及び基本契約書、イは公共施設整備業務に関する工事請負契約約款（設計・施工一括）、ウは民間施設整備運營業務に関する定期借地権設定契約、エは将来活用用地に関する新たな契約等を指す。なお、詳細は「第2(5) 事業方式及び契約の概要」を参照のこと。

※市又は選定事業者は、公共施設を整備する土地以外は、協議の上、将来の開発に支障のない範囲で暫定的な利用を行うことができる。

2. 公共施設整備に係る請負代金を見直しました。

前回公募	見直し
37億円（税込み）	42億円（税込み）

●その他の見直し箇所及び詳細については、募集要項等をご覧ください。